

議案第7号

平成30年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 平成30年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算

## 第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

## 平成30年度さぬき市農業集落排水事業特別会計予算

平成30年度さぬき市農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)		(単位：千円)	
款	項	金	額
5. 分担金及び負担金			192
	5. 負担金		192
10. 使用料及び手数料			29,306
	5. 使用料		29,306
15. 県支出金			8,000
	5. 県補助金		8,000
20. 繰入金			120,000
	5. 一般会計繰入金		120,000
25. 繰越金			500
	5. 繰越金		500
30. 諸収入			2
	5. 延滞金加算金及び過料		1
	15. 雑入		1
歳入	合計		158,000

( 歳 出 )

(単位：千円)

款		項	金 額
5. 事 業 費			64,886
		5. 農 業 集 落 排 水 費	64,886
10. 公 債 費			92,714
		5. 公 債 費	92,714
99. 予 備 費			400
		99. 予 備 費	400
歳 出 合 計			158,000

議案第8号

平成30年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 平成30年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算

## 第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

## 平成30年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計予算

平成30年度さぬき市漁業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 分担金及び負担金		91
	5. 負担金	91
10. 使用料及び手数料		7,007
	5. 使用料	7,007
20. 繰入金		35,400
	5. 一般会計繰入金	35,400
25. 繰越金		500
	5. 繰越金	500
30. 諸収入		2
	5. 延滞金加算金及び過料	1
	15. 雑収入	1
歳入	合計	43,000

( 歳 出 )

(単位：千円)

款		項	金 額
5. 事 業 費			18,306
		5. 漁 業 集 落 排 水 費	18,306
10. 公 債 費			24,294
		5. 公 債 費	24,294
99. 予 備 費			400
		99. 予 備 費	400
歳 出 合 計			43,000

議案第9号

平成30年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 平成30年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

## 第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

## 平成30年度さぬき市多和診療所事業特別会計予算

平成30年度さぬき市多和診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		3,083
	5. 外来報酬	3,083
10. 使用料及び手数料		132
	5. 手数料	12
	10. 使用料	120
15. 繰入金		6,183
	5. 他会計繰入金	6,183
20. 繰越金		300
	5. 繰越金	300
25. 諸収入		102
	10. 雑収入	102
歳入	合計	9,800

( 歳 出 )

(単位：千円)

款		項	金 額
5. 総	務 費		9,089
		5. 施 設 管 理 費	9,089
10. 医	業 費		411
		5. 医 業 費	411
99. 予	備 費		300
		99. 予 備 費	300
歳 出 合 計			9,800

議案第10号

平成30年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 平成30年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

## 第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

## 平成30年度さぬき市津田診療所事業特別会計予算

平成30年度さぬき市津田診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 診療報酬		93,327
	5. 外来報酬	93,327
10. 使用料及び手数料		383
	5. 手数料	383
12. 財産収入		1
	5. 財産運用収入	1
20. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
25. 諸収入		1,288
	5. 受託事業収入	1,222
	10. 雑収入	66
△. 繰入金		-
	△. 他会計繰入金	-
	△. 基金繰入金	-
歳入	合計	95,000

( 歳 出 )

(単位：千円)

款		項	金 額
5. 総	務	費	70,825
		5. 施 設 管 理 費	70,825
10. 医	業	費	23,875
		5. 医 業 費	23,875
99. 予	備	費	300
		99. 予 備 費	300
歳 出 合 計			95,000

議案第11号

平成30年度さぬき市観光事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市観光事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 平成30年度さぬき市観光事業特別会計予算

## 第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

## 平成30年度さぬき市観光事業特別会計予算

平成30年度さぬき市観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 繰入金		23,011
	5. 繰入金	23,011
10. 繰越金		79
	5. 繰越金	79
15. 諸収入		15,210
	10. 雑収入	15,210
歳入	合計	38,300

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		38,300
	5. 事業費	38,300
歳出	合計	38,300

議案第12号

平成30年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 平成30年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

## 第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

## 平成30年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計予算

平成30年度さぬき市共通商品券発行事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 財産収入		100,000
	10. 財産売却収入	100,000
10. 繰入金		2,884
	5. 一般会計繰入金	2,884
15. 繰越金		3,616
	5. 繰越金	3,616
歳入	合計	106,500

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	金額
5. 事業費		105,500
	5. 事業費	105,500
99. 予備費		1,000
	99. 予備費	1,000
歳出	合計	106,500

議案第13号

平成30年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算について

平成30年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

# 平成30年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

## 第1表 歳入歳出予算

当初予算議決	年 月 日
第 1 号 補 正	年 月 日
第 2 号 補 正	年 月 日
第 3 号 補 正	年 月 日
第 4 号 補 正	年 月 日
第 5 号 補 正	年 月 日
第 6 号 補 正	年 月 日
第 7 号 補 正	年 月 日

## 平成30年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計予算

平成30年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
5. 使用料及び手数料		43,398
	5. 使用料	43,398
10. 繰越金		1
	5. 繰越金	1
20. 諸収入		1
	10. 雑収入	1
歳入	合計	43,400

( 歳 出 )

(単位：千円)

款		項	金 額
5. 事	業 費		42,900
		5. 事 業 費	42,900
99. 予	備 費		500
		99. 予 備 費	500
歳 出		合 計	43,400

議案第14号

平成30年度さぬき市病院事業会計予算について

平成30年度さぬき市病院事業会計予算を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

平成 30 年 度

さぬき市病院事業会計予算書及び予算に関する説明書

香 川 県 さ ぬ き 市

平成30年度さぬき市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度さぬき市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	事業	当年度	前年度	増減		
1	業務量	病院事業	(1)病床数	179床	179床	0床	
			ア一般病床	175床	175床	0床	
			イ感染症病床	4床	4床	0床	
				(2)診療日数	244日	244日	0日
				(3)患者数	192,723人	193,293人	△570人
				ア入院患者	58,035人	54,750人	3,285人
				(1日平均)	159.0人	150.0人	9.0人
				イ外来患者	134,688人	138,543人	△3,855人
				(1日平均)	552.0人	567.8人	△15.8人
		2	資本的支出	建設改良計画	(1)病院増改築 事業費	2,533千円	0千円

	(2) 資産購入費	170,809 千円	111,421 千円	59,388 千円
	(3) リース資産 購入費	1,338 千円	2,584 千円	△1,246 千円
3 職員計画	損益勘定所属職員	295 人	293 人	2 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	病院事業収益	4,965,991 千円
第1項	医業収益	4,411,123 千円
第2項	医業外収益	554,838 千円
第3項	特別利益	30 千円

	支	出
第1款	病院事業費用	4,991,405千円
第1項	医業費用	4,881,760千円
第2項	医業外費用	109,115千円
第3項	特別損失	30千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額79,686千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,840千円、過年度分損益勘定留保資金66,846千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款	資本的収入	245,945千円
第1項	企業債	170,900千円

第2項	一般会計出資金	280千円
第3項	国庫補助金	10千円
第4項	県費補助金	150千円
第5項	一般会計負担金	74,595千円
第6項	固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款	資本的支出	325,631千円
第1項	建設改良費	174,680千円
第2項	投 資	1,200千円
第3項	企業債償還金	149,751千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院増改築事業費	2,500千円	証書借入	年4.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合には、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合によりその全部又は一部を繰上償還することができる。
資産購入費	168,400千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,870,165千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第8条 建設改良及び補助事業に対し国、県、他会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院群輪番制運営費補助金	13,000千円
(2) 小児救急医療支援事業費補助金	9,603千円
(3) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	1,200千円
(4) 国民健康保険保健事業助成金	6,000千円
(5) 新人看護職員研修事業補助金	354千円
(6) 産科医等確保支援事業補助金	2,064千円
(7) 香川県病院内保育所運営費補助金	5,798千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、508,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
什 器 備 品	医療用画像管理システム（PACS）	1 式

平成30年2月22日 提出

さぬき市長 大 山 茂 樹